

○大府市特別障害者手当等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度障がい者の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別障害者手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当（以下「法定分手当」という。）に加算して支給する大府市特別障害者手当、大府市障害児福祉手当及び大府市福祉手当（以下「大府市特別障害者手当等」という。）について、愛知県特別障害者手当等支給費補助金交付要綱（昭和61年6月5日付け61障援第365号愛知県民生部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 市長は、本市の住民基本台帳に記録されているA種重度障がい者（法定分手当の認定を受けている者であって、かつ、愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和45年愛知県規則第29号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する障がい程度に該当するものをいう。以下同じ。）又はB種重度障がい者（法定分手当の認定を受けている者であって、かつ、規則第2条第2項第1号又は第2号に規定する障がい程度に該当するものをいう。以下同じ。）に対し、大府市特別障害者手当等を支給する。

(認定請求)

第3条 大府市特別障害者手当等の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項に規定する認定の請求は、法定分手当の受給資格の認定の請求に係る認定請求書の提出によって行われたものとみなす。ただし、大府市特別障害者手当等の支給要件に該当しない者にあつては、大府市特別障害者手当等に係る認定請求はなかつたものとみなす。

(認定)

第4条 市長は、前条第2項の認定請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市特別障害者手当等の受給資格を認定する。

2 前項に規定する認定に係る通知は、法定分手当の受給資格の認定に係る認定通知書の交付によって行われたものとみなす。

3 前項の認定通知書の支給手当月額欄には、法定分手当の月額及び大府市特別障害者手当等の月額を合算した額を記載するものとする。

(支給)

第5条 市長は、大府市特別障害者手当等の受給資格を認定された者（以下「認定者」という。）に対して、別表に定める額を支給する。

2 市長は、大府市特別障害者手当等を認定者が第3条の規定に基づき認定の請求をした日の属する月の翌月から支給し、大府市特別障害者手当等を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

3 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第3条に規定する認定の請求をする

ことができず、その理由がやんだ日から15日以内にその請求をした場合は、市長は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から大府市特別障害者手当等を支給する。

4 市長は、5月、8月、11月及び2月の4期にそれぞれの前月までの分の大府市特別障害者手当等を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった大府市特別障害者手当等又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の大府市特別障害者手当等は、その支給期月でない月であっても支給するものとする。

5 市長は、法定分手当に加算して大府市特別障害者手当等を支給する。

(届出)

第6条 大府市特別障害者手当等の支給を受けている者(以下「受給者」という。)の住所、氏名又は振込金融機関の変更、受給資格の喪失等の届出は、法定分手当に係る届書の提出によって、大府市特別障害者手当等に係る届書の提出があったものとみなす。

(支給停止の通知)

第7条 大府市特別障害者手当等の支給停止に係る通知は、法定分手当に係る支給停止通知書の受給者に対する交付によって行われたものとみなす。

(受給資格喪失の通知)

第8条 大府市特別障害者手当等の受給資格の喪失に係る通知は、法定分手当に係る受給資格喪失通知書の受給者に対する交付によって行われたものとみなす。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により大府市特別障害者手当等の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された大府市特別障害者手当等の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	大府市特別障害者手当等の月額
特別障害者手当を受給するA種重度障がい者	6,850円
特別障害者手当を受給するB種重度障がい者	1,050円
障害児福祉手当又は福祉手当を受給するA種重度障がい者	6,900円
障害児福祉手当又は福祉手当を受給するB種重度障がい者	1,150円